

緊急自然災害防止対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている。

2 運用要綱

緊急自然災害防止対策事業については、次に掲げる災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（防災重点農業用ため池（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第2条の2に規定するもの）の防災工事を含む。）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災及び都市公園防災、下水道（fに定める事業に限る。）及び道路防災（gに定める事業に限る）に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業（市町村への補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）を対象とすること。

ただし、道路防災に係る事業及び流域治水プロジェクト（「流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）に基づき策定されるものをいう。以下同じ。）又は流域治水計画（流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画。以下同じ。）に基づき行う事業でaからfに掲げるものに限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

- a 流域に関する対策（防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設・情報基盤の整備）等）
- b 準用河川に係る河川改修
- c 農業水利防災（ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。）、湛水防除（排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排水管理に必要な施設等）、地盤沈下対策（農業用排水施設等）（原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。）
- d 林道防災のうち林業・木材産業成長化促進対策の路網の機能強化の要件を満たす事業
- e 都市公園防災（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業）
- f 下水道（雨水公共下水道事業、都市下水路事業及び公共下水道事業（公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するもの）については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。））
- g 道路防災のうち防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策と連携して実施される以下の事業
 - (a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策（落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工等）
 - (b) 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策（防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等）
 - (c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策（橋梁・道路の洗掘・流失対策）
 - (d) 道路における無停電設備等に関する対策（機械設備の整備、道路照明のLED化等）
 - (e) 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等）

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

70%

緊急浚渫推進事業債

1 事業の概要・同意等基準

地方単独事業として緊急に行う浚渫及び樹木伐採に係る事業を対象としている。

2 運用要綱

地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業及び防災重点農業用ため池等事業により設置された施設において、浚渫及び樹木伐採（以下「浚渫等」という。）に関する計画に基づき、地方単独事業として緊急に行う浚渫等に係る事業を対象とするものであること。

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

70%

脱炭素化推進事業債

1 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同条第 2 項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）に基づいて行われる脱炭素化のための地方単独事業を対象とする。

2 対象事業

- (1) 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備御中備等）並びに再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱同館及び EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）
- (2) 地財法第 5 条第 5 号に規定する法人又は公営企業が実施する(1)に掲げる設備の整備に関する事業（地域内での消費を主たる目的とする場合に限り、地方公共団体の補助金若しくは一般会計から公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の 2 分の 1 のいずれか少ない額を限度とする。）
- (3) 公共施設若しくは公用施設を地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に定める ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又は ZEB 基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

| | |
|---|---|
| a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 | e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） |
|---|---|

- (4) 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

| | |
|---|--|
| a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 | e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。） f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム） |
|---|--|

- (5) 公共施設又は公用施設への LED 照明の導入のための改修事業
- (6) 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業

3 元利償還金に対する交付税措置

(%)

| 対象事業 | 充当率 | 交付税措置 |
|--|-----|------------------|
| 再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設の ZEB 化 | 90 | 50 |
| 省エネルギー （省エネ改修、LED 照明の導入） | | 財政力に応じて 30～50 |
| 公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV） | | 30 |

※ 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

こども・子育て支援事業債

1 事業の概要・同意等基準

こども・子育て支援事業債については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項又は第2項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

2 運用要綱

こども・子育て支援事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること（社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する事業を含む（地方公共団体の補助金を限度とする。）。）

なお、単独事業及び国庫補助事業に併せて実施する単独事業を対象とし、国庫補助事業の補助単価を上回った部分の単独事業（継ぎ足し単独事業）は対象とならないものであること。

また、公共施設の新築・増築・改築又は公用施設の新築・増築・改築に係る事業である場合には、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行うものであること。

- (1) 公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業（子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等（以下「子育て相談室等」という。）の設置）
- (2) こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業（子育て相談室等の設置）
- (3) 子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等）
- (4) 認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備

3 充当率

90%

4 元利償還金に対する交付税措置

50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

辺地対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和 37 年法律第 88 号。以下「辺地法」という。）に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業を対象とする。

2 対象事業

(1) 辺地法に定める施設等

| | |
|--|-------------------------|
| ① 電灯用電気供給施設 | ④ 診療施設 |
| ② 道路及び渡船施設 | ⑤ 飲用水供給施設 |
| ③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舍 | ⑥ 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設 |

(2) 辺地法施行令に定める施設等

| | |
|--|---|
| ① 電気通信に関する施設 | ⑪ 消防施設（庁舎を除く。） |
| ② 農道及び林道（常時公共の用に供するものに限る。） | ⑫ 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。） |
| ③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及びその他の職員のための住宅 | ⑬ 除雪機械 |
| ④ 学校給食の実施に必要な施設及び設備 | ⑭ 農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設 |
| ⑤ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 | ⑮ 農林（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設（共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設（共同利用設置を除く。）） |
| ⑥ 公民館その他の集会施設 | ⑯ 地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設（生産施設、加工施設、流通販売施設、技能修得施設、試験研究施設） |
| ⑦ 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 | ⑰ 観光又はレクリエーションに関する施設 |
| ⑧ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 | |
| ⑨ こども家庭センター | |
| ⑩ 下水処理のための施設 | |

3 充当率

100%（公営企業債の対象となる施設は 50%）

4 元利償還金に対する交付税措置

80%

過疎対策事業債

1 事業の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条の規定により公示された市町村が、過疎法第8条第1項の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき実施する事業

2 同意等基準

過疎地域の市町村が、過疎法第8条第1項の規定による市町村計画に基づいて行う同法第14条第1項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第2項に定める事業を対象とする。

3 対象事業

- (1) 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
- (2) 漁港及び港湾
- (3) 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- (4) 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- (5) 観光又はレクリエーションに関する施設
- (6) 電気通信に関する施設
- (7) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- (8) 下水処理のための施設
- (9) 一般廃棄物処理のための施設
- (10) 火葬場
- (11) 公民館その他の集会施設
- (12) 消防施設（庁舎を除く。）
- (13) 保育所及び児童館
- (14) 認定こども園
- (15) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- (16) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- (17) 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
- (18) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (19) 市町村立の専修学校及び各種学校
- (20) 図書館
- (21) 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- (22) 地域文化の振興等を図るための施設
- (23) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第46条第4号及び第5号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）
 - ① 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

- ② 風力を発電に利用するための施設又は設備
- ③ 水力を発電に利用するための施設又は設備
- ④ 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑤ 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑥ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（④・⑤に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑦ バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条第 7 号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑧ バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
- (24) 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。(25)において同じ。)
- (25) 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道
- (26) 林業用として継続的な使用に供される作業路
- (27) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
- (28) 商店街振興のために必要な共同利用施設
- (29) 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
- (30) 除雪機械
- (31) 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成 19 年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの）
- (32) 市町村保健センター及びこども家庭センター
- (33) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備
- (34) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は教員のための住宅
- (35) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（当該事業の実施のために地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）

4 充当率

100%（公営企業債の対象となる施設は 50%、集落再編整備のための住宅は 75%）

5 元利償還金に対する交付税措置

70%

水道事業債

1 事業の概要

(1) 上水道事業

上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするものであり、国民生活水準の向上、社会経済の進展とともに発展を遂げてきたところである。

(2) 簡易水道事業

簡易水道事業は、水道法第3条第3項に規定する給水人口 5,000 人以下の水道事業であり、主として農山漁村地域において敷設され、水道未復旧地域の解消に大きな役割を果たしている。

2 同意等基準

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

3 運用要綱

(1) 水道事業については、水道法上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

(2) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後 15 年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(0.6－1日平均配水量÷現在配水能力)

(3) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

4 充当率

100%

5 元利償還金に対する交付税措置

(1) 上水道事業

① 水源開発又は広域化対策のための一般会計からの繰出金（国庫補助基本額の 1/3 又は 7/30 に相当する企業債元利償還金）の 0.5 及び水源開発又は広域化対策に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.5 を普通交付税により措置。（水道広域化推進事業を除く）

② 水道広域化推進事業に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.6 を普通交付税により措置。

③ 上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.5 を普通交付税により措置。

(2) 簡易水道事業

簡易水道の建設改良に係る元利償還金の 0.55 について、一般会計から繰り出すこととしており、この当該繰出額について地方交付税措置。

病院事業債

1 事業の概要

地方公共団体は、一般医療はもちろん、民間医療機関には期待しがたい離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に当たっており、地域住民の医療の確保・充実のために重要な役割を果たしている。このような地域医療を確保・充実するために地方公共団体が設置する医療施設、これらの附帯施設、医療機器の整備事業、医師、看護師等の宿舍の整備事業等を起債の対象としている。

2 同意等基準

地方公共団体が経営する次に掲げる施設の整備事業等

- (1) 病院、診療所及びその他の医療施設の整備事業並びに当該施設に係る附帯施設の整備事業
- (2) 上記(1)の施設に係る職員宿舍及び看護師宿舍の整備事業
- (3) 上記(1)の施設に係る医療又は看護のために必要な機械器具の整備事業
- (4) 用途廃止施設の処分に要する経費

3 運用要綱

- (1) 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院等」という。）の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。
- (2) 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金の繰入れに相当する額で、他会計繰入金が繰り入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。
- (3) 病院事業に対する他会計出資金は、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知）に定めるところにより対象とするものであること。
- (4) 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。

4 充当率

対象事業費の100%

5 元利償還金に対する交付税措置

元利償還金 $\times 1/2 \times 0.5$ （ただし、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日総財準第74号）第2・1(1)に定める機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費に対して病院事業債（特別分）を充当する場合は、元利償還金 $\times 2/3 \times 0.6$ ）について普通交付税措置を行う。

なお、施設整備費に係る病院事業債（特別分を含む。）については、令和5年度以降の同意・許可債は建物の建築単価が1㎡当たり52万円（令和4年度の同意・許可債は47万円、令和3年度の同意・許可債は40万円、平成26年度から令和2年度までの同意・許可債は36万円、平成25年度までの同意・許可債は30万円）以下の部分に相当する額に係る元利償還金について、普通交付税措置を行う。

また、一般行政病院等に係る病院事業債の元利償還金について、普通交付税措置は行わない。

介護サービス事業債

1 事業の概要

平成 12 年 4 月より、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして、また給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として介護保険制度が導入された。介護保険制度は給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されており、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄われることとなっている。

一方、介護サービスは、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、民間を含む多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないとされているが、地域における民間事業者の参入状況によっては地方公共団体が介護サービスを行わざるを得ないところもある。このため、平成 13 年度から、地方公共団体等が行う介護サービスにつき、その施設等の整備事業についての事業区分を公営企業債として設けているところである。

2 同意等基準

介護サービス事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等並びに介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とすること。

3 運用要綱

本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

4 充当率

対象事業の 100%

5 元利償還金に対する交付税措置

なし

下水道事業債

1 事業の概要

汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業である。

下水道事業は、国土交通省所管の下水道法における「公共下水道」、「流域下水道」、「都市下水路」の3種類と、下水道に類似するものとして、農林水産省所管の「農業集落排水事業」や環境省所管の「合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設）」、単独事業として「小規模集合排水処理施設」、「個別排水処理施設」などの汚水処理施設がある。

2 同意等基準

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業については、公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第4号イに規定するものに限る。）（以下「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）に要する経費を対象とするものとする。

3 運用要綱

- (1) 都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条第2項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条第2項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その2分の1を控除した額の範囲内とするものであること。
- (2) 流域下水道及び過疎法第17条第1項の規定により公共下水道の設置を都道府県が行う場合において、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を市町村に負担させている場合における市町村の当該一部の額については、市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。
- (3) 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業債の一部（下水道法第2条第4号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業については、起債対象事業費のうち30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。
- (4) 平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該

事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

- ① 合流式下水道 6割
- ② 分流式下水道 次に掲げる処理区域内人口密度（人/ha）に応じた割合
 - a 25 未満 7割
 - b 25 以上 50 未満 6割
 - c 50 以上 75 未満 5割
 - d 75 以上 100 未満 4割
 - e 100 以上 3割

(5) 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）によらるたいこと。

(6) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用企業については建設仮勘定から本勘定へ振替後。以下同じ。）15年以内又は下水道法第4条による直近の事業計画の変更後15年以内（流域下水道については供用開始後5年以内又は下水道法第25条の23による直近の事業計画の変更後5年以内）の処理区における施設に係る利子（流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。）であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（1－1日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力）※処理区（処理分区を含む。）ごとに算定

(7) 広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備費を対象とした下水道事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。

(8) 雨水処理に必要となる施設の整備を対象とした下水道事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。

4 充当率

100%

5 起債対象とならない事業

- (1) 公共下水道のうち、昭和46年度以降に着工した新市街地に係る単独事業
- (2) 特定公共下水道の単独事業
- (3) 各戸排水管

6 元利償還金に対する交付税措置

下水道事業に充てた地方債（広域化・共同化分を除く。）の元利償還金について、その44%（公共下水道（分流式）については16～44%、公共下水道（合流式）については37%）が普通交付税（事業費補正分）で措置される。ただし、単独用地費、下水道展示施設の設置費、復興交付金を受けて施行する復興事業に係る元利償還金については、交付税措置しない。

・ 広域化・共同化分

広域化施設整備計画に基づく施設の整備について、下水道事業債（広域化・共同化分）を充当するとともに、元利償還金の28～56%（事業費補正分）について交付税措置。公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続する場合は、元利償還金の35～63%（事業費補正分）について交付税措置。

- 流域下水道事業
40%（地方単独事業に係るものを除く。）
ただし、令和6年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。
- 小規模集合排水処理施設整備事業
30%
ただし、令和6年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。
- 個別排水処理施設整備事業
30%
ただし、令和6年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。
- 旧公害防止対策事業分
公害防止対策事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、下水道事業債（旧公害防止対策事業分）を充当し、その元利償還金の50%に相当する額について交付税措置。

観光その他事業債

1 事業の概要

観光その他事業には、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）がある。

①観光施設事業

地方財政法施行令第46条第11号に規定する観光を目的する施設の設置・運営事業をいい、国民宿舎等の「休養宿泊施設事業」「索道事業」及び温泉施設等の「その他観光施設事業」がある。

②有料道路事業

道路の通行又は利用について料金を徴収する道路事業のことであり、道路運送法に基づく一般自動車道と道路整備特別措置法に基づいて設置する地方有料道路とがその主体をなしている。このほかに、国立公園内の附帯施設として設置される道路もある。

③駐車場整備事業

一般公共の用に供される有料の駐車場（道路の路面に一定の区画を限って設置される路上駐車場を除く。）の整備事業及びこれに対する一般会計からの出資金を対象とするものである。一般公共の用に供される有料の駐車場とは、時間貸しの有料駐車場のように一般の誰でも利用できる施設をいい、特定の施設の来訪者のみに利用が特定される専用駐車場、月極めの有料駐車場、いわゆる車庫として利用される駐車場及び無料の駐車場は対象としない。

④その他事業

料金収入等により独立採算の可能な事業のうち、地方債計面上の他のいずれの事業債にも該当しない事業について対象としている。

2 同意等基準

各事業における建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。

3 運用要綱

観光施設事業の新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。なお、既存の企業において、新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合も新規事業として取り扱う。）については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満の規模のものに限り、同意等の対象とすることとしている。

公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知による。

4 充当率

100%

5 交付税措置

なし

P F I 事業に係る地方財政措置

P F I 事業に係る財政措置について

地方公共団体がP F I 法第5条第1項の実施方針を定めて実施するP F I 事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がP F I 法第2条第5項に定める選定事業者（以下「P F I 事業者」という。）に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じることとする。

1 要件

- (1) 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合も含む。）するもの又はP F I 契約（地方公共団体とP F I 事業者の間で締結されるP F I 事業に係る契約をいう。）が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。
- (2) 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合（以下「直営事業の場合」という。）に国庫補助負担度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

2 財政措置の内容

- (1) 国庫補助負担金が支出されるP F I 事業

・基本的な考え方：当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

| 区 分 | 財 政 措 置 |
|--|--|
| ①地方公共団体がP F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合 | 地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。 |
| ②地方公共団体がP F I 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合 | 地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 |

(注) 上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うのもであること。(2)について同じ。)

(2) 地方単独事業として実施される P F I 事業

- ・ 基本的な考え方：直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、地方交付税措置を講じる。

財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

| 区 分 | 財 政 措 置 |
|--|---|
| ①施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合 | 地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 |
| ②施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合 | 下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の 20% に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 (施設の要件) 通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。 |

(注) ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらない。

3 資金手当のための地方債

(1)及び(2)の財源措置に加えて、1の要件を満たす P F I 事業について、地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

4 P F I 事業者に貸与するための土地取得に要する経費

P F I 法第 12 条第 2 項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、P F I 法に基づいて実施する P F I 事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

5 地方公営企業における P F I 事業

地方公営企業において施設整備に P F I 事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

スポーツ振興くじ助成事業

1 目的

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備するため、地方公共団体が行うスポーツ振興に係る事業に対する必要な資金を支給することを目的とする。

2 助成制度所管団体

独立行政法人日本スポーツ振興センター（助成申請等は直接法人に対して行う。）

3 助成対象事業、助成対象経費及び助成割合

(1) 大規模スポーツ施設整備助成

| 助成対象事業 | | 助成対象経費 (限度額) | 助成 割合 | 助成金 (限度額) |
|--------------------|-----------|-----------------|----------|--------------------|
| Jリーグホームスタジアム等整備事業 | | | | |
| Jリーグホームスタジアム整備事業 | 新設 | 40億円 | 3/4 | 30億円 (3か年度合計) |
| | 改修・ 改造 | 12億円 | | 9億円 (3か年度合計) |
| Jリーグ拠点施設整備事業 | 新設 | 20億円 | | 15億円 (3か年度合計) |
| 国民体育大会冬季大会競技会場整備事業 | 改修・ 改造 | 7億円 | | 5.25億円 (2か年度合計) |

(2) 地域スポーツ施設整備助成

| 助成対象事業 | | 助成対象経費 (限度額) | 助成 割合 | 助成金 (限度額) |
|-----------------|-------------------------------|-----------------------------|----------|--------------|
| クラブハウス 整備事業 | 新 設（増改設を含む。） | 75,000千円 | 4/5 | 60,000千円 |
| | 改 造 | 15,000千円 | 3/4 | 11,250千円 |
| グラウンド 芝生化事業 | 芝生化新設（天然芝は屋外に限る。） | 60,000千円 | 4/5 | 48,000千円 |
| | 芝生化改設（天然芝は屋外に限る。） | 40,000千円 | 3/4 | 30,000千円 |
| | 天然芝維持活動 | 2,000千円 | 2/3 | 1,333千円 |
| スポーツ施設等 整備事業 | スポーツ競技施設等の整備 | 下限 10,000千円 上限 30,000千円 | | 20,000千円 |
| | 学校開放事業によるスポーツ活動 に供する施設等の整備 | | | |
| | スポーツ競技施設の大規模改修等 | 下限 30,000千円 上限 150,000千円 | | 100,000千円 |

4 活用可能な事業債

一般単独事業（一般事業）（充当率75%、交付税措置なし）

5 その他

地方公共団体スポーツ活動助成等、ソフト事業に対する助成も有。

コミュニティ助成事業

1 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

2 助成制度所管団体

一般財団法人自治総合センター（助成申請は市町村から県所管課を通じて行う。）

3 助成対象事業、事業内容及び助成金

| 助成対象事業 | 事業内容 | 助成金 | |
|----------------|---|---|---------------------------------------|
| 一般コミュニティ助成事業 | 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 | 100万円から250万円まで | |
| コミュニティセンター助成事業 | 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業 | 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで | |
| 地域防災組織育成助成事業 | 自主防災組織育成助成事業 | 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 | 30万円から200万円まで |
| | 消防団育成助成事業 | 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 | 50万円から100万円まで |
| | 女性防火クラブ育成助成事業 | 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 | 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで |
| | 幼年消防クラブ育成助成事業 | 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 | 40万円まで |
| | 女性消防隊育成助成事業 | 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業 | 100万円まで |
| | 少年消防クラブ育成助成事業 | 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業 | 100万円まで |

| 助成事業名 | | 事業内容 | 助成金 |
|----------------|---------------|---|--------------------------------|
| 青少年健全育成助成事業 | | 青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業 | 30万円から100万円まで |
| 地域づくり助成事業 | 共生の地域づくり助成事業 | 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業 | 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで |
| | 活力ある地域づくり助成事業 | 地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業 | 200万円まで |
| 地域の芸術環境づくり助成事業 | | 企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業 | 500万円まで |
| 地域国際化推進助成事業 | | 多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業 | 200万円まで |

※ 助成金は、1件につき10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

4 助成対象団体

市（区）町村（政令指定都市は除く。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会。

5 助成対象経費

- (1) 事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
- (2) 次のものは助成対象外の経費とする。
 - ① 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - ② ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業

1 目的

燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人次世代自動車振興センター（補助申請等は直接センターに対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

| 補 助 対 象 事 業 | | | 補助率 | 補助上限額 |
|---|--|-------------------|--------------------------------------|-----------|
| 水素供給設備 | 水素供給能力 500Nm ³ /h 以上 | | 2 / 3 | 450 百万円 |
| | 水素供給能力 300Nm ³ /h 以上 500Nm ³ /h 未満 | パッケージを含むもの | 2 / 3 | 250 百万円 |
| | | 上記以外 | 1 / 2 | 250 百万円 |
| | 水素供給能力 50Nm ³ /h 以上 300Nm ³ /h 未満 | パッケージを含むもの | 2 / 3 | 180 百万円 |
| | | 上記以外 | 1 / 2 | 180 百万円 |
| | オプション (移動式、小規模は対象外) | オンサイト水素製造装置 (SMR) | | 既設: |
| オンサイト水素製造装置 (水電解) | | 1 / 2 | 150 百万円 | |
| 液化水素対応設備 | | 新設: | 40 百万円 | |
| 2 レーン化またはレーン増設 (ディスプレイ増加分、付帯設備増強含む) | | 水素供給設備規模・供給方法に依る | 200 百万円 (大規模) 100 百万円 (中規模) | |
| 遠隔監視設備 | | 2 / 3 | 10 百万円 | |
| 移動式 | 水素供給能力 50Nm ³ /h 以上 300Nm ³ /h 未満 | 移動式 | 1 / 2 | 130 百万円 |
| | | 移動式の移設 | 2 / 3 | 33 百万円 |
| 小規模 | 水素供給能力 50Nm ³ /h 未満 | 定置式 | 2 / 3 | 100 百万円 |
| 水素集中製造設備 (供給先水素供給設備 1 設備当たり、ただし 10 設備を上限とする) | | | 1 / 2 | 60 百万円 |
| 水素集中液化設備 | | | 1 / 2 | 2,500 百万円 |

オンサイト方式：水素製造装置を敷地内に有する方式

移動式：充填性能に直接関わる整備を 1 つの架台に搭載し移動可能なもの

大規模：平均的な水素充填能力に加え、ピーク時に 500Nm³/h の水素を充填できる能力を有するもの

パッケージ：主要設備を 1 つ又は 2 つの筐体に内包した設備形態のもの

水素集中製造設備：供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する設備

水素集中液化設備：供給先水素供給設備に、液化水素を集中的に製造及び供給する設備

液化水素対応設備：水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備

水素供給能力：燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力

移動式の移動：移動式の設置場所の変更及び運用場所の変更

遠隔監視整備：水素ステーション敷地内に設置される被監視側の整備

2 レーン化：新設・既設ステーション問わず 2 基目以上のディスペンサーを設置する場合に適用する。

なお、設置されたディスペンサー全てにおいて燃料電池自動車への同時充填が可能とすること。

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

充電インフラ設備事業

1 目的

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人次世代自動車振興センター（補助申請等は直接法人に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

(1) 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置（経路充電）

| 補助対象事業 | | 補助率 | 補助上限額 | |
|------------|---|--------------------------|---------------|---|
| 充電設備の購入費 | 急速充電設備 | 定額 (1/1以内) | 6,000千円 | |
| 充電設備の設置工事費 | 高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づく工事の場合) | 急速充電設備(90kw以上) | 37,000千円 | |
| | | 急速充電設備(50kw以上 90kw未満) | 30,500千円 | |
| | 高速道路SA・PA等 (特別な仕様に基づかない工事の場合) 道の駅、給油所、公道、 空白地域 | 急速充電設備(90kw以上) | 定額 (1/1以内) | 4,000千円 又は 10,000千円 ^{※1} |
| | | 急速充電設備(50kw以上 90kw未満) | | 2,800千円 又は 8,800千円 [※] |

※ 高圧受変電設備の設定「有」の場合

(2) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置（目的地充電）

| 補助対象事業 | | 補助率 | 補助上限額 |
|----------------|-----------------------------|------------------|-----------------------------|
| 充電設備の 購入費 | 急速充電設備 | 定額 (1 / 1 以内) | 5,000 千円 |
| | 普通充電設備 | | 350 千円 |
| | 充電用コンセント | 又は 1 / 2 | 110 千円 |
| | 充電用コンセントスタンド | | 70 千円 |
| 充電設備の 設置工事費 | 急速充電設備 (90kw 以上) | 定額 (1 / 1 以内) | 2,800 千円 又は 8,800 千円* |
| | 急速充電設備 (50kw 以上 90kw 未満) | | 1,400 千円 又は 7,400 千円* |
| | 普通充電設備・充電用コンセントスタンド | | 1,350 千円 又は 7,350 千円* |
| | 普通充電設備・充電用コンセントスタンド(機械式) | | |
| | 充電用コンセント | | 950 千円 又は 6,950 千円* |
| 充電用コンセント (機械式) | 1,350 千円 又は 7,350 千円* | | |

※ 高圧受変電設備の設定「有」の場合

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

二酸化炭素排出抑制対策事業 (脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業)

1 目的

地域の実情に応じた、水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルの確立、水素の需要拡大のための設備導入の促進、水素サプライチェーンの社会実装の推進及び産業車両等の燃料電池化の促進等を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とする。

2 補助制度所管団体

公益財団法人北海道環境財団（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助割合

| 補 助 対 象 事 業 | 補助割合 |
|---|-------------------------|
| 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 | |
| 蓄電池・水素等を活用することで、地域防災計画等により災害時に防災拠点等として位置づけられた施設において、地域の再生可能エネルギーを最大限活用する、自立・分散型のエネルギーシステムの構築を行う事業 | 指定都市 1 / 2 その他 2 / 3 |
| 水素需要の拡大及び二酸化炭素排出削減に資する設備（水素発電機、水素ボイラー、産業用燃料電池及び水素バーナー等）を導入する事業 | |
| 再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの社会実装に必要な機器（水電解装置、バッファタンク、水素充電ユニット及び水素吸蔵合金等）を導入する事業 | |
| 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 | |
| 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーションの保守点検 | 2 / 3 |
| 地方公共団体の所有する業務用施設で使用されている設備の高効率化改修 | 指定都市 1 / 2 その他 2 / 3 |

※基準金額については、「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）交付規程」に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額。

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率75%）

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業

1 目的

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（停電対応型CGS）、天然ガスを燃料とするガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（停電対応型GHP）の導入及び機能維持・強化を行う事業、もしくは災害時の強靱性向上に資する天然ガススタンドに対して補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上と平時からの環境対策を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人都市ガス振興センター（補助申請等は直接センターに対して行う。）

3 補助対象事業、補助割合及び補助金

| 補助対象事業 | | 補助割合 | 補助金 (限度額) |
|---|-----------|-------------|--------------|
| 災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（※1） | | | |
| 停電対応型CGS (ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池) | 特定施設（※） | 特定施設 1/2 | 360 百万円 |
| | その他<中圧供給> | | 240 百万円 |
| | その他<低圧供給> | | 60 百万円 |
| 停電対応型GHP | 特定施設（※） | 上記以外 1/3 | 100 百万円 |
| | その他<中圧供給> | | 66 百万円 |
| | その他<低圧供給> | | |
| 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外） | | | |
| 天然ガスステーションの設備 | | | |
| ①受電設備、②ガス圧縮機、③蓄ガス器、④ディスプレイ、⑤ガス圧縮機用冷却装置、⑥計装空気圧縮機、⑦サクシヨンスナッパー、⑧冷却散水ポンプ及び貯水槽、⑨付属配管、⑩制御装置、⑪障壁、⑫万代塀、⑬キャノピー ※①～⑬に加え、基礎、据付、試運転調整、舗装等の設備に対する経費を対象。 | | 1/2 | 80 百万円 |

（※）政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等（新城市、南知多町、設楽町、東栄町及び豊根村を除く県下49市町村）のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率75%）

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業 (うち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)

1 目的

災害発生時においても、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般財団法人エルピーガス振興センター（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

| 補 助 対 象 事 業 | | 補助率 | 補助上限額 |
|--|---|-------|------------------------------|
| LP ガス災害 バルク等（※ 1）の機器の 設備費と設 備工事費 | 災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が 生じる施設 例：医療施設・福祉施設（老人ホーム）等 | 1 / 2 | 10 百万円（※2） |
| | 公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指 定した施設） 例：自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等 | | 30 百万円（※3） 50 百万円（※4） |

（※1）石油ガスバルク等の石油ガスを貯蔵する容器及び石油ガス取出用の圧力調整器等の石油ガス供給に必要な設備及び当該設備に接続する燃焼機器、発電機（石油ガスを貯蔵する容器と常時接続していなくても、当該容器に貯蔵する石油ガスによって稼働させる燃焼機器及び発電機も含む。）、空調機器、コジェネレーション設備及び石油ガス自動車用簡易充電設備等をいう。

（※2）バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみの場合

（※3）バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備と下記①～④のいずれかを同時に設置する場合

①LPガス発電機ユニット（コジェネレーション含む）

②LPガス空調機器ユニット（GHP他）

③LPガス燃焼機器ユニット（コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ他）

④LPガス簡易スタンドユニット（①、②のいずれかと組み合わせることが必要）

（※4）バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備と、※3の①及び②を同時に設置する場合

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率75%）

作業路整備事業

1 目的

矢作川流域水源地域の森林の保全対策に対し、助成を行うことにより、治水と水資源の安定的確保の推進を図るとともに関係地域の振興と流域の一体的な発展を目指すことを目的とする。

※水源林地域市町村（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町）に限る

2 補助制度所管団体

公益財団法人矢作川水源基金（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

| 補助対象設備 | 助成対象事業の基準 | 助成率 | 上限額等 |
|---------|--|--------|----------------------------|
| 作業路整備事業 | 【新設事業】 1 団地の森林面積が 5 ha以上の規模で、保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは、間伐、複層林整備及び天然天然林育成）の実施予定対象面積が30%以上を占める団地において行われる森林整備作業路の新設 | 6/10以内 | 5,400円/m |
| | 【改良事業】 保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは、間伐、複層林整備及び天然天然林育成）を行うための既設作業路の改良 ただし、事業費が10万円以上であるもので、保育管理等が当該事業年度から翌々年度まで0.01ha以上の規模で実施されるものに限る。 | 6/10以内 | 原則として、新設時に水源基金助成を受けたものに限る。 |

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)

1 目的

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源のCO₂ 排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会（以下「技管協」という。）
(補助申請等は直接財団に対して行う。)

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

| 1 間接補助事業の区分 | 2 間接補助事業の内容 | 3 間接補助対象経費 | 4 基準額 | 5 交付額の算定方法 |
|---------------------------|--------------------------|---|---------------------------|---|
| 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 | エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 事務費 ・ その他必要な経費で技管協が承認した経費 | 技管協が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額 | <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、設備区分に応じ2分の1または3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> |

| | | | | |
|--|--------------------------|----|----|--|
| | エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業 | 同上 | 同上 | <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> |
|--|--------------------------|----|----|--|

※ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

4 活用可能な事業債

一般廃棄物処理事業債（充当率90%、交付税措置 通常分50%・財対分50%）

